

15. 行政処分等について

市が実施した監査の結果等により不正が認められた場合には、所定の手続きを経た後に行政処分等を行うことになります。介護保険制度は、保険料及び公費により利用者に必要なサービスを提供し、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした公的性格が極めて強い制度です。保険料と公費で構成される介護給付費等は、適正に介護サービスを提供した介護事業者に対する介護サービスの対価であり、これを不正に請求し受領することや、介護保険法をはじめとする法令等の基準に従わず事業を運営することは、介護保険制度の信頼を大きく損なうものであり、許されることではありません。

介護保険事業者におかれましては、法令等の基準について改めて確認し、法令等を遵守した適正な運営を行ってください。

1. 行政処分等の種類について

区分	類型	説明
—	改善指示	口頭又は文書で不適切事項を指摘し、改善報告書の提出を要する不適切事項の場合は、文書にて行う。
行政指導	改善勧告	定められた期限までに不適切事項を改善する必要がある。期限までに改善しない場合には、改善命令の対象となる。
行政処分	改善命令	期限までに改善勧告に従わなかった場合の処分。定められた期限までに不適切事項を改善する必要がある。期限までに改善しない場合には、指定の取消し等の対象となる。
	指定の効力の停止	一定の期間、指定の効力が停止される。 全部停止と一部停止の2種類がある。
	指定の取消し	指定が取り消される。

- ・行政処分を受けた場合は、公示の対象となるほか、一宮市として報道発表します。
- ・指定の取消しの場合は、取消しの日から5年間、当該不正に関与した法人役員及び管理者は欠格事由該当者となります。なお、欠格事由に該当する者が役員や管理者に就任している場合、事業所の指定及び指定の更新を受けることができません。また、同一事業者が運営する事業所が連座制の対象となることがあります。
- ・介護報酬の不正請求については、上記処分とは別に、不正に請求し受領した介護給付費等を返還させるほか、介護保険法の規定に基づき不正請求額に100分の40を乗じて得た額の加算金についても支払いを求めることがあります。

2. 主な行政処分理由

行政処分理由	不正・違反の内容（一例）
人員基準違反	事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、法令等で定める基準又は員数を満たすことができなかった。
人格尊重義務違反	「切迫性、非代替性、一時性」について、事業所で十分な検討を行うことなく、身体的拘束を行った。
不正請求	介護サービスを提供していないにも関わらず、介護給付費等を不正に請求し、受領した。

虚偽報告	監査時において、事業所に勤務したことがない職員を、常勤職員として営業日に配置していたとして、勤務形態一覧表を作成し提出した。
虚偽答弁	監査時において、実際には事業所に勤務していないにも関わらず、営業日に勤務していたと、事実と異なる虚偽の答弁を行った。
不正な手段による指定	事業所の従業者として勤務する見込みのない者を従業者として記載することにより、人員基準を満たしていないにも関わらず満たしていると偽って指定を受けた。

3. 一宮市の処分事例（中核市移行後）

（1）訪問介護事業所

① 処分内容：指定の取消し

② 処分理由：ア 人員基準違反

事業所の指定後、継続して訪問介護員を常勤換算で2.5人以上配置していなかった。

イ 虚偽答弁・監査妨害

監査において従業者について事実と異なる虚偽の答弁を行った。また、聴取対象者になりすます代役をたて、その者に監査権に基づく質疑応答にあたらせ監査の妨害を行った。

ウ 不正な手段による指定

事業所の従業者として勤務する見込みのない者を従業者として記載することにより、人員基準を満たしていないにも関わらず満たしていると偽って指定を受けた。

エ 法令違反

一体的に運営している居宅介護事業所が指定取消処分となった。

（2）訪問介護事業所・福祉用具貸与事業所・特定福祉用具販売事業所

① 処分内容：指定の取消し

② 処分理由：ア 人員基準違反

人員基準を満たしていないにも関わらず改善しなかった。

イ 不正請求（訪問介護事業所のみ）

従業者の同居家族に対してのサービスや、事業所の従業者でない者によるサービスは介護報酬として認められないにも関わらず報酬請求した。

ウ 虚偽報告

監査時に上記の事実を隠ぺいするための書類の偽装を行った。

エ 虚偽答弁

監査時に上記の事実を隠ぺいするために虚偽の説明を行った。

オ 不正な手段による指定

事業所の従業者として勤務する見込みのない者を従業者として記載することにより、人員基準を満たしていないにも関わらず満たしていると偽って指定を受けた。